

# 障害福祉サービスを利用するまでの流れ

令和7年 11 月作成

① 相談：利用したい福祉サービスについて、市役所障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または、長野市障害者相談支援センターの相談専門員、指定相談支援事業所の相談支援専門員（プランナー）が相談・見学・面談等をしながら、一緒に考えます。

- 障害者総合支援法（介護給付）
- 居宅介護（ホームヘルパー）●重度訪問介護
  - 行動援護●同行援護 ●療養介護
  - 重度障害者等包括支援●短期入所（ショートステイ）
  - 生活介護 ●施設入所支援
- 障害者総合支援法（訓練等給付）
- 共同生活援助（グループホーム）

- 障害者総合支援法（訓練等給付）
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
  - 就労選択支援●就労移行支援
  - 就労継続支援（A型・B型）
  - 就労定着支援●自立生活援助
- 障害者総合支援法（地域相談支援）
- 地域移行支援 ●地域定着支援

- 児童福祉法（障害児通所支援）
- 児童発達支援
  - 放課後等デイサービス
  - 居宅訪問型児童発達支援
  - 保育所等訪問支援

②

手

続

き

支給申請：本人もしくは家族が、市にサービス利用の申込みをし、サービス等利用計画提出依頼書を受け取ります。

聞き取り調査：市の調査員が調査をします。

障害支援区分認定：審査会の判定で区分1～6の認定が行われます。  
※利用するサービスにより、区分の条件があります。

計画相談：指定相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画案を作成してもらいます。  
※ケア会議を行います。サービス等利用計画を提出した翌月から支給決定となります。相談支援専門員が調整等を行います。

支給決定：サービス種類や支給量など決定し、市から受給者証が交付されます。  
※受給者証が届くまでに時間がかかる場合があります。

契約：サービスを利用する事業者と利用の契約をします。

③サービス利用

④利用料支払い：利用した事業所に受給者証に記された上限の範囲内で利用者負担額を支払います。